

## 還付申請のご案内

いつも千代台公園庭球場をご利用いただき、ありがとうございます。先般、ご案内の通り、千代台公園庭球場利用料金制度の開始により、次の通り還付申請の方法が変更になりました。

### 《還付申請の流れ》

- ① 還付申請書の用紙に必要事項を記入します。（記入する内容は以前の還付申請書とほとんど変わりありません。）
- ② クラブハウス窓口に戻付申請書・許可申請書・領収書（コピー不可）を提出してください。
- ③ 還付金はクラブハウス窓口および屋外スポーツ施設管理事務所で現金のみのお取り扱いとなります。（銀行振込での還付が出来なくなりました。）  
還付金のご用意ができ次第、こちらからご連絡いたします。  
その際、以下のことにご留意ください。

- ・クラブハウス窓口（千代台公園庭球場）で還付金をお受け取り希望の方。  
時間 9時～17時
  - ・屋外スポーツ施設管理事務所（陸上競技場）で還付金をお受け取り希望の方。  
時間 9時～18時30分
- いずれの場合も、お受け取りの日時をお知らせください。

### 《ご注意ください！！》

29年度までは、年度を通しての申請が可能でしたが、30年度より、申請期限が設けられました。

○申請期限は、使用月（還付が発生した月）の翌月末までとします。

例) 4月利用分の還付申請は5月末まで受付し、その翌月（この場合6月）にクラブハウス窓口または、陸上競技場にて、現金で還付いたします。